

# 【訪問看護ステーション 介護保険訪問看護・介護予防訪問看護利用料自己負担金表】

作成：平成30年4月1日

訪問看護ステーションにりんそう

\* 地域区分表によるサービス単価は、1単位：11.40円 平成30年4月改訂は変更なし。

\* サービス提供体制強化加算(訪問看護ST)：6単位/回(変更なし)

\* 看護師総数のうち、勤続年数3年以上の者30%以上配置

\* サービス提供体制強化加算(定期巡回提携)：50単位/月(変更なし)

(単位：円)

サービス提供時間区分	正看・准看区分	訪問看護	負担1割	予防看護	負担1割
20分未満 (週に1回以上、30分以上のサービスを利用する事) 体制強化加算：6単位 訪問看護単位：311 介護予防訪問看護単位：300	看護師が訪問した場合	3,614	362	3,488	349
	准看護師が訪問した場合	3,253	326	3,139	314
30分未満 体制強化加算：6単位 訪問看護単位：467 介護予防訪問看護単位：448	看護師が訪問した場合	5,392	540	5,176	518
	准看護師が訪問した場合	4,853	486	4,658	466
30分以上 1時間未満 体制強化加算：6単位 訪問看護単位：816 介護予防訪問看護単位：787	看護師が訪問した場合	9,371	938	9,040	904
	准看護師が訪問した場合	8,434	844	8,136	814
1時間以上 1時間30分未満 体制強化加算：6単位 訪問看護単位：1118 介護予防訪問看護単位：1080	看護師が訪問した場合	12,814	1,282	12,380	1,238
	准看護師が訪問した場合	11,533	1,154	11,142	1,115
緊急時 訪問看護加算 訪問看護単位：574 介護予防訪問看護単位：574 【限度額に入れず】	看護師が訪問した場合	6,544	655	6,544	655
	准看護師が訪問した場合	同上	同上	同上	同上
定期巡回・随時対応訪問介護看護 訪問看護単位：2935単位/月(要介護1~4) 訪問看護単位：3735単位/月(要介護5)	准看護師による訪問が1回でもある場合 X 98/100を算定				
深夜・夜間・早朝割増増加加算(その月の2回目からの緊急訪問に対して、すべての利用者に加算。)					
① 深夜(22:00~6:00)	100分の50加算				
② 夜間(18:00~22:00)	100分の25加算				
③ 早朝(6:00~8:00)	100分の25加算				
特別管理加算(1)	バルーン、カテーテル等挿入状態	500単位/月	【限度額に入れず】		
特別管理加算(2)	(1)以外	250単位/月	【限度額に入れず】		
退院時共同指導加算		600単位/回	* 初回加算と併算定不可		
初回加算	* 最初の訪問時のみ算定	300単位/月	* 退院時共同指導加算と併算定不可		
ターミナルケア加算		2,000単位/死亡月	【限度額に入れず】		
<b>その他</b> 介護保険・医療保険共通事項					
◎ 保険適用外生活必要材料等					
① プラスチック手袋等(利用者宅が使用する分。看護師の使用分は請求不可)					実費
② エンゼル料					10,000円
◎ 交通費(訪問看護1回につき) 電車・バス・タクシーを利用した場合					実費
(スクーター・乗用車・自転車を利用し訪問した場合、登録介護保険実施地域内である板橋区・豊島区・練馬区・北区の利用者は無料)					

# 【訪問看護ステーション 国保訪問看護・社保訪問看護利用料自己負担金表】

医療保険利用料

後期高齢者	1割又は3割負担(一定所得の方)	
社会保険	高齢受給者	1割又は3割負担(一定所得の方)
国民健康保険	一般受給者	3割負担

\* 受給者証の種類によって、公費負担適応と成る場合があります。 \* 24時間対応体制加算 6,400円

\* 具体的な医療保険利用料については、契約時にご確認下さい。 \* 退院時共同指導加算 8,000円

\* ターミナルケア療養費 25,000円

\* オトセンに毎月請求する情報提供費は、厚生労働大臣が定める疾病者のみ(難病等)に限り、市町村からの求めに応じた場合に算定 1,500円

# 【介護保険・医療保険において自費訪問看護費を請求する場合の注意事項】

- ① 訪問看護サービス提供開始前に、【訪問看護利用料自己負担金表】を提示し、十分に説明をし、理解を求める事。 \* 重要事項説明書におりにこむ事。
- ② 基本的には、【介護保険・医療保険の枠を超えている】ため、やむを得ず実施する場合に限る事。 \* 安易に取り組まない事。 \* ケアマネ等の了解を得る事。  
\* 介護保険の人は、限度額を超えた場合、全額自己負担と成ります。例) 100単位超えの場合 100単位X11.40=1,140円(自己負担発生)
- ③ 料金は、1時間あたり、8,000円とする。1時間を超えた場合は、30分単位で計算する事。

改定：2018・03.25 介護報酬・診療報酬改定により作成